

電力広域的運営推進機関 第13回通常総会 議事録

1 開催日時 2022年3月1日(火) 10時30分～10時55分

2 開催場所 東京都江東区豊洲6丁目2番15号(電力広域的運営推進機関)

3 総会員数 1,752事業者

4 出席会員数 1,035事業者

(内、書面又は電磁的方法による議決権行使1,035事業者)

5 議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 業務規程一部変更の件

第3号議案 2022年度事業計画の件

第4号議案 2022年度予算決定の件

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項(1) 送配電等業務指針一部変更の件

6 議事の経過および結果

(1) 開会

定刻に至り、理事長の大山力が、定款第22条第1項の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

(2) 挨拶

議長が、「本機関は従来からの取組である安定供給確保と送配電網の効率的な利用を推進してきた。来月からはF I T・F I P交付金交付などの新しい業務が開始となること、加えて事業者区分が新設されるに伴い、新たに会員になれる方も入ってくる。更に、国の審議会等において現行の電力システムの課題や制度の見直しなどについて御議論されているが、そうした議論の状況を注視しながら、本機関が担うべき役割をしっかりと担ってまいりたい。引き続きよろしくようお願い申し上げます。」と挨拶した。

(3) 総会の成立状況の報告

議長が、事務局に報告を求め、事務局長の岩男健佑が、総会員数1,752者の

うち、2月28日時点で書面又は電磁的方法による議決権行使を行った会員が1,035者となっており、定款第21条第1項の規定に定める総会の成立要件である総会員数の半数以上の会員の出席が認められ、本総会が有効に成立している旨を報告した。

(4) 議事録署名人の選任

議長が、定款第26条の規定に定める議事録署名人3名の選任について、中国電力ネットワーク株式会社の花山雄司（送配電事業者グループ）、イーレックス株式会社の國府田攻（小売電気事業者グループ）、日本風力開発株式会社の藤崎諒子（発電事業者グループ）を指名した。

(5) 議案審議

議長が、議事の進め方について、第1号議案、第2号議案及び報告事項(1)、並びに、第3号議案及び第4号議案は、それぞれ一括で説明を行う旨、並びに定款第21条第2項の規定に定めるところにより、第1号議案及び第2号議案は出席した会員の議決権の3分の2以上の賛成により可決となり、その他の議案は出席した会員の議決権の過半数の賛成により可決となる旨を説明し、議案の説明に入った。

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 業務規程一部変更の件

報告事項(1) 送配電等業務指針一部変更の件

[議案説明]

議長が、事務局長の岩男健佑に説明を求め、岩男健佑が議案書に基づき第1号議案、第2号議案及び報告事項(1)の説明を行った。

[質疑]

会員の一人から、第2号議案及び報告事項(1)に関して「新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更」について、新インバランス料金制度になることで、なぜ、集計の記載部分が削除になるのか。新インバランス料金制度によって広域機関の業務がどう変わるのか。」と事前質問があった。

これに対し、事務局長の岩男健佑から、「現行のインバランス料金制度においては、インバランス精算に当たっての単価は、卸電力取引価格に連動しつつ、全国大のインバランス発生量が余剰のときは市場価格より低めに、不足のときは市場価格より高めになるように系統全体の需給状況に応じた調整項 α 等を設けた算定式により計算される仕組みとなっている。ご質問をいただいたインバランスの集計業務については、この調整項 α の日本卸電力取引所での算定のために行っていたが、新たなインバランス料金制度においては、調整項 α の算定自体が不要となり、本機関が行っている集計業務も不要となるため、規定を削除するものである。なお、当該規定は、現行のインバランス料金の算定における役割と責任の明確化の観点から、2017年9月に新設した条文となる。新インバランス料金制度においては、需給ひっ迫時に系統利用者に対する適切なインセンティブを与えて需給の改善を促すべく、需給ひっ迫時

の補正インバランス料金として、補正料金算定インデックスを用いることとしており、この補正料金算定インデックスを算出し、公表することが新たに本機関の業務として追加される。本件に関する業務規程の変更については、2021年6月に認可を受けており、具体的には、附則（令和3年6月24日）第3条（一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等）を新たに規定している。なお、補正料金算定インデックスは、2024年度目途で、同じく本機関が算出する広域予備率と一本化される予定である。」と説明した。

また、会員の一人から、第1号議案に関して「配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更について、既に小売電気事業者として会員ではあるが、新たに特定卸供給事業者、すなわちアグリゲーター、としても会員になる場合は、会費は二重で支払いすることになるのか。また、今後は総会等、議決権行使が求められる場合は、発電事業者グループ、小売電気事業者グループとしてそれぞれ議決権行使を行うのか。」と事前質問があった。

これに対し、事務局長の岩男健佑から、「本機関に納入していただく会費、すなわち特別会費を除くいわゆる一般会費、については、会員ごとに平等となっているので、複数の事業を営まれる場合にも同額となる。小売電気事業者及び特定卸供給事業者である会員の場合、二重に会費を納入していただく必要はない。議決権については、複数の事業を営む会員については、その事業の内容に応じ、複数のグループに所属する場合がある。ご認識のとおり、小売電気事業者は小売電気事業者グループ、特定卸供給事業者は発電事業者グループに所属するので、両グループにおいて議決権を行使いただくこととなる。」と説明した。

また、会員の一人から、第2号議案に関して「業務規程（供給計画等に関する情報共有）第32条変更案において、各社の供給計画の案及び供給計画の共有の対象者に配電事業者を追加いただいている。一方、公正取引委員会事務総局経済取引局調整課様及び経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室様で、現在パブリックコメントに付していただいている、「適正な電力取引についての指針（改正案）」によると、（3）配電事業分野における公平性の確保 ○公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為（70 ページ）において、一般送配電事業者が配電事業者へ提供する具体的な情報として、vii配電事業者の供給区域内の託送収入額及びその算定根拠、viii配電事業者の供給区域内の工事計画、などと挙げられている。本件既に意見募集に付していただいた後で恐縮であるが、「適正な電力取引についての指針（改正案）」との整合の観点から、第32条に基づき、配電事業者に対して提供する情報については、当該配電事業者の「供給区域内」に関する情報に限り共有する旨を明記してはどうか。」と事前質問があった。

これに対し、事務局長の岩男健佑から、「現行の業務規程の記載のもとにおいても、一般送配電事業者へ提供するものは当該事業者の供給区域内の情報として運用しており、情報提供の範囲が変更されるわけではないことから、原案のままとさせていただく。ただ、ご指摘のとおり、配電事業者へ提供する情報についても当該事業者の供給区域内のものとなること、この場においても回答させていただく。引き続き適正な業務運営に努めてまいります。」と説明した。

その他、議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第1号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使を行った出席者の圧倒的多数が賛成し、第1号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

次に、議長が、第2号議案について、書面又は電磁的方法による議決権行使を行った出席者の圧倒的多数が賛成し、第2号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第3号議案 2022年度事業計画の件

第4号議案 2022年度予算決定の件

[議案説明]

議長が、事務局長の岩男健佑に説明を求め、岩男健佑が議案書に基づき第3号議案及び第4号議案の説明を行った。

[質疑]

会員の一人から、第4号議案に関して「2022年度予算については、再エネ関連業務が追加されたことにより、18.3億円は再エネ賦課金が原資として支出される予定かと思う。再エネ賦課金による収入や、再エネ関連業務費用については、会計処理上は分けて処理を行うのか。もしくは会計上分離はせず、その他の収入やその他費用等と合わせて処理される予定か。」、「2022年度からは、6つの勘定に区分したうえで、予算管理や実績管理を行っていかれるものと第4号議案補足説明資料6ページに記載がある。一方で、1ページにおいて、収入側の賦課金は18億円となっているが、当該業務に相当する費用がどの支出に紐づいているかがわからないものとなっている。そのため、141億円の支出の内、再エネ関連業務の支出が人件費、固定資産、運営費、その他にどう配分されているのかご教授いただきたい。」と事前質問があった。

これに対し、事務局長の岩男健佑から、「ご認識の通り、再エネ関連業務に係る費用については、再エネ賦課金を原資に支出する。また、法令により、勘定を区分して経理することが求められるため、会計処理も分けて行う方向で検討している。詳細については、第4号議案補足説明資料の5ページ、6ページをご覧ください。」、「収入は、再エネ賦課金等18.3億円である。支出は、人件費1.5億円、固定資産関係費12.3億円、運営費4.5億円、その他0億円、となる。」と説明した。

その他、議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第3号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使を行った出席者の圧倒的多数が賛成し、第3号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

次に、議長が、第4号議案について、電磁的方法又は書面による議決権行使を行った出席者の圧倒的多数が賛成し、第4号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

[議案説明]

議長が、事務局長の岩男健佑に説明を求め、岩男健佑が議案書に基づき第5号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第5号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使を行った出席者の圧倒的多数が賛成し、第5号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

(6) 閉会

総会の議事をすべて終了したため、議長が10時55分に閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証します。

2022年 3月 1日

議長 大山 力 (押印)

議事録署名人 花山 雄司 (押印)

〃 國府田 攻 (押印)

〃 藤崎 諒子 (押印)